

香川県報



第 82 号

平成 18 年

10月17日(火曜日)

公 告

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（経営支援課）	一
土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	二
土地改良事業の認可	（ ）	（ ）
土地改良事業計画変更の認可	（ ）	（ ）
監査委員公表		
監査結果に基づく措置の公表（四件）		三

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社合田不動産 高松市天神前七番一八号
株式会社合田工務店 高松市天神前九番五号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン 観音寺市本大町字井手南一五七八番地一ほか
- 変更しようとする事項

（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社大屋

変更前 午前十時から午後十時

変更後 午前十時から午後十二時

（二）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 三箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 四箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の（一）の事項 平成十八年十月二十一日

3の（二）の事項 平成十六年十一月十五日

5 変更する理由

3の（一）の事項 顧客サービス向上を図るため

3の（二）の事項 来客車両の出入口分散により、入庫の円滑化及び場内安全並びに施設の利便性向上を図るため

二 届出年月日

平成十八年十月五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十月十七日（火曜日）から平成十九年二月十九日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目

を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年二月十九日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十月二十七日から同年十一月十六日まで縦覧に供する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)西三谷地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)上林下井幹線地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)三郎池幹線一号地区	"

"	単独市費補助土地改良事業(農道整備事業)宮西地区	"
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)西浜地区	"
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業(さく井)唐谷地区	"
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)岡地区	"
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)東中井戸地区	三木町産業振興課

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月二日認可した。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業(さく井)明見南地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)長野地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、四箇池土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業城池地区)計画を変更することについて平成十八年十月二日認可した。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員公表

香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成18年10月17日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 石川 桐治
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成17年度
- 3 措置の状況

監査結果（対象機関）	措置の状況
<p>指導注意事項</p> <p>不動産取得税の課税に当たり、減免の可能性があったため課税を保留していた事案について、減免の対象にならないと判明した後も課税されていないものがあったので、速やかに課税する必要がある。</p>	<p>平成18年8月29日付けで課税の事前通知を送付済みであり、10月課税（10月第1週に納税通知書送、10月31日納期限）を行う。</p>
<p>検討指示事項</p> <p>ア 未利用地の処理について 未利用地は、取得や維持管理には多大な費用を要していることから、今後とも、県土地開発公社の所有しているものを含め、見直しを行うとともに、利用計画が見込めないもの等は、地価動向などを見極めながら、適正価格による売却を進められたい。</p> <p>イ 補助事業等の履行確認について 補助事業等の執行に当たり、</p>	<p>県有未利用地と土地開発公社長期保有地については、財政再建方策（平成16年10月）に沿って、今後の利用可能性等を検討したうえで、利用の見込みがないものについて、準備が整ったものから順次、一般競争入札や公募等により、適正価格による売却を積極的に進めており、引き続き、適正かつ計画的な処理に努める。</p> <p>実地検査や指導監督などにおける</p>

実地検査等により交付条件等の履行を確認しているところであるが、その確認が不十分なものが一部見受けられたので、検査や指導監督などをさらに徹底する必要がある。

香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成18年10月17日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 石川 桐治
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成17年度
- 3 措置の状況

監査結果（対象機関）	措置の状況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給したため、支給した相当額を返納させる必要がある。（税務課、秘書課）</p> <p>イ 賃金の支給について 臨時職員の前末賃金の支給に当たり、支給割合を誤って算定したため、正当額との差額分を返納させる必要がある。（西讃県税事務所）</p>	<p>平成18年5月に返納済みである。（税務課） 平成18年4月、5月に返納済みである。（秘書課） 平成18年3月に返納済みである。</p>
<p>検討指示事項</p> <p>県税の収入未済額について 県税の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図</p>	<p>県税の徴収確保については、捜索などによる差押の強化や夜間・</p>

指導注意事項	<p>超過勤務手当等の支給について超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。(長尾土木事務所)</p>	<p>平成18年8月に追給済みである。</p>
検討指示事項	<p>ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)</p> <p>イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)</p> <p>ウ 県施行建設事業に係る市町負担金について 県施行建設事業に係る市町負担金について、納付期限を過ぎたので、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行及び適正な債権管理に努める必要がある。(道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課)</p>	<p>長尾土木事務所、高松土木事務所及び小豆総合事務所については、過年度未登記処理のため、嘱託職員を配置し、未登記案件の処理に努めている。 また、各事務所の担当者を集めた過年度未登記処理事務担当者会を開催するなど、事務処理の円滑化に努めている。 今後、費用対効果面を考慮しつつ対応を検討していきたい。</p> <p>廃道敷の適正な管理に努め、地元市町や関係者との協議により市町道への移管、緑地帯等として活用、売却処分などの促進を図る。(道路課)</p> <p>廃川敷の現状把握に努め適正な管理を図るとともに、関係者との協議を積極的に進めることにより、売却、貸付や移管等の処分に努める。(河川砂防課)</p> <p>土木部のみならず、当該負担金を徴している全ての関係各課で協議し、対応の検討を進めているほか、関係市町との協議、連携を一層密にして、引き続き期限内納付を強く要請していきたい。(道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課)</p>

平成十八年十月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています